

条例検討ワーキンググループ 第1回検討会議

次 第

1 設置について

設置日 令和3年7月9日 ※市障害者差別解消支援地域協議会にて承認  
会則案 別紙のとおり

2 事業予定

(1) 検討WGの目的

- ・ 障害者団体等と意見交換会を実施し、条例の構成要素を収集・整理する。
- ・ 条例の素案を作成し、市障害者差別解消支援地域協議会へ提出する。

(2) スケジュール（現時点の計画）

時 期	内 容	備 考
R3 10～12月	障害者団体(35団体)ヒアリング	1回/月(6団体/回)
R4 1～5月	条例素案検討	5月には最終案策定→提出
R4 6～7月	障害者差別解消支援地域協議会内で協議	最終案を市へ提出

3 障害者団体等との意見交換会

(1) 意見交換方法について

- ① 1回につき6団体をお呼びし、意見交換を実施する。
- ② 各団体に意見交換書を作成・提出いただく（意見交換1週間前締切）
- ③ 意見交換時は意見交換書も使用しながら、各団体と自由に意見交換を行う

(2) 意見交換書について

別紙参照

## 久留米市障害者差別解消支援地域協議会 条例検討ワーキンググループ会則

### (目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項に基づき設置された「久留米市障害者差別解消支援地域協議会」（以下「協議会」という。）の下部組織であり、名称を「条例検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という）とし、久留米市障害者差別禁止条例（仮称）の素案について検討する

### (協議事項)

第2条 WGは、次に掲げる事項について協議する。

(1) 久留米市障害者差別禁止条例（仮称）の素案作成に関すること。

### (委員)

第3条 WGは、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、協議会の正副会長、および協議会における「久留米市障害者差別禁止条例をつくる会」選出の委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、協議会と同一とする。

### (会長及び副会長)

第5条 WGにリーダー及び副リーダーを置く。

2 リーダー及び副リーダーは、協議会の正副会長があたる

3 リーダーは、WGを代表し、WGの事務を総括する。

4 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 WGの会議（以下「会議」という。）はリーダーが召集し、その進行を行う。

2 WGは、委員の半数以上の出席をもって開くよう努める。

### (意見の聴取等)

第7条 WGは、障害者差別の有識者をアドバイザーとして招聘できる。

2 WGは、必要あるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第8条 WGの委員及び会議に出席する者（以下「委員等」という。）は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、WGにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。WGの委員等を退いた後も同様とする。

### (事務)

第9条 WGの事務は、健康福祉部障害者福祉課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この会則は、令和3年7月9日から施行する。